

同志社大学
2010年度 卒業論文

なぜ、我が家は専業農家として成り立つことができるのか

社会学部社会学科
学籍番号：19071049
氏 名：溝川 綾子
指導教員：立木 茂雄

(本文の総字数：22156字)

目次

はじめに	1
1 京都の農業変化	1
1.1 京都の農業地域区分	1
1.2 農家兼業の構造変化	2
(1) 専業別農家数の動向	2
(2) 兼業農家のウェイト	3
1.3 農地の流動化	4
(1) 京都府における土地持ち非農家の実態	4
(2) 土地持ち非農家を含む遊休化の現状	6
2 農家の分類	7
2.1 農林水産省が定める農家の分類	7
(1) 総農家	7
(2) 販売農家	8
2.2 都市化地域農業	8
(1) 都市化地域農業の概念	8
(2) 都市化地域農業の特徴	9
(3) 地域からの取り組み	11
2.3 第六次産業	12
(1) 第六次産業とは	12
(2) 産地による農産物の付加価値の増大	13
(3) ブランドとなった農産物でのさらなる農業の活性化	14
3 研究方法	14
4 結果	15
4.1 我が家の農業	15
4.2 我が家の農業分析	15
(1) 農家分類での分析	15
(2) 都市化地域農業での分類	16
(3) 第六次産業での分類	17
5 考察	17
おわりに	18

参考文献

参考 URL

はじめに

不況と言われるこの日本で、どうして専業農家として、生計を立てる事が出来ているのだろうか。本当に農業だけの収入でやりくりしていくことは可能なのだろうか。

我が家は農業を営んでいる。生まれた時から農家の家に育った為、農業を営んでいる家庭での暮らしというものは、当たり前前の生活であった。我が家には会社に勤めている人がいるわけでもない。一般的に専業農家といわれる家庭で、何の不自由もなく今まで育ってきた。しかし、物心がついた頃から、農家の娘として育ったのだということに気付き、他の家庭とは違う環境で育ってきたのだと実感するようになった。そして、学校では農業を営んでいる人々は、第一次産業という産業分類に属し、その第一次産業の人口は年々減少しているということを教わったのであった。そこで、こどもながらにして、一つの疑問を抱いたのであった。「第一次産業の人口は減っているのに、どうして上賀茂地区では農業を営んでいる人が多く、我が家は農業一本で生活していけるのだろうか。」そこで、現代社会で貴重な存在とされている専業農家が生き残れる理由について検証していきたいと考えた。この考えにより、本論文では、専業農家である我が家を調査対象とし、研究を進めていく事とした。

本論文は5章で構成されている。第1章では京都での農業の変化について研究した。農業の衰退が懸念される現代社会において、京都府では地域により農業変化が異なっていた。そして、京都府でも大きく変化を遂げた農業従事者の農業との関わり方を表す農家兼業の構造変化や農地の変動に着目し、農業従事者がどのようなスタイルで農業を営んでいるのか、農業従事者の農地の利用方法の変化について研究を進めていった。第2章では、農林水産省で定められている農家の分類について触れ、京都市内が属する都市化地域農業、第一次産業である農業が活性化していくための新たな考え方として生み出された第六次産業について調査を進めていった。この都市化地域農業の概念や第六次産業という新たな考えは、何故、我が家は専業農家として生計をたてる事が出来るのかという疑問についての分析を行う過程で、後々必要不可欠になってくるものである。第3章では、調査対象である人々や主な調査方法等、本論文の研究がどのように進められたのかを述べている。第4章では、農林水産省が定めている農家分類や都市化地域農業、第六次産業等を用いて、我が家の農業についての分析を行っている。そして、これらの分析結果から、推測する事の出来る考察を第5章にまとめ、本研究でやり残した課題を提示し、本論文を終えている。本研究を進めていく過程で生まれた、新たな課題については、今後、また新たな調査を実施し、解決していきたいと思う。

1 京都の農業変化

1.1 京都の農業地域区分

京都市北区上賀茂地区の農業について調べるにあたり、京都府の農業でも地域区分により様々な特徴があるということがわかった。そこで、まずは京都府内の農業をどのような地域で分けられているのかを見ていこうと思う。

京都府の農業地域は、京都山城地域、山城山間地域、亀岡盆地地域、中部地域、丹後地

域の5地域区分に分けることができる。さらに、京都山城地域は、京都市、向日市、長岡京市、大山崎市、宇治市、城陽市、久御山市からなる京都都市農業地域、八幡市、京田辺市、井手町、山城町、木津町、加茂町、笠木町、精華町からなる山城都市近郊地域に分けることができる。山城山間地域は、宇治田原町、和束町、南山城村からなる山城山間茶業地域と区分され、亀岡盆地地域は、亀岡市、園部市、八木町にも区分される。この他にも、中部地域は丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町からなる西船井地域、京北町、美山町からなる北桑林業地域、綾部市、舞鶴市、福知山市からなる中丹都市近郊地域、三和町、夜久野町、大江町からなる中丹山間地域の4つに区分することが出来る。また、丹後地域は宮津市、伊根町、丹後町からなる丹後半島沿岸地域、加悦町、岩滝町、野田川町、峰山町、大宮町、弥栄町からなる丹後平坦地域、網野町、久美浜町からなる丹後砂丘農業地域の3つに区分することが出来る。本論文では、この地域区分を元に研究を進め、京都府農業の変化や特徴をより明確に分析していきたい。

1.2 農家兼業の構造変化

(1) 専業別農家数の動向

下記の表1は、専兼別農家数の動向を、地域別に示している。表の上段部分は、1990年から2000年で専業農家、兼業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家等にどのような変化が見られたのかを表したものとなっている。下段部分は、1990年から2000年の間の専兼別農家数の割合を表したものである。

岡田知弘(2000)によると、京都府の合計は、第1種兼業農家及び世帯主が兼業を主としている第2種兼業農家が、3割以上も減少していることがわかる。

表1 京都府内の専兼別農家数の動向

	計	専業農家	兼業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	世帯主兼業主 恒常的勤務	日雇・臨時雇 ・出稼ぎ	自営兼業
京都府	▲6,615	▲1	▲6,614	▲1,620	▲4,994	▲5,067	▲894	▲1,220
京都市	▲722	▲243	▲479	▲358	▲121	▲268	▲82	▲64
京都近郊	▲277	▲6	▲271	▲187	▲84	▲192	▲34	▲39
山城都市	▲696	▲30	▲666	▲236	▲430	▲497	▲53	▲136
山城山間	▲316	1	▲402	▲39	▲363	▲255	▲27	▲38
亀岡盆地	▲652	117	▲769	▲207	▲562	▲951	▲162	▲81
中部農村	▲1,004	197	▲1,201	▲107	▲1,094	▲1,032	▲279	▲223
中部都市	▲1,697	▲90	▲1,607	▲137	▲1,470	▲1,610	▲161	▲39
丹後	▲1,251	53	▲1,304	▲200	▲1,104	▲416	▲106	▲611
京都府	-18.60%	0.00%	-21.60%	-34.90%	-19.20%	-34.80%	-49.70%	-36.50%
京都市	-21.10%	-31.20%	-18.30%	-45.00%	-6.60%	-38.20%	-64.60%	-21.30%
京都近郊	-13.60%	-1.90%	-15.70%	-40.80%	-6.70%	-32.40%	-66.70%	-21.80%
山城都市	-18.00%	-6.90%	-19.40%	-35.70%	-15.50%	-33.60%	-43.10%	-48.90%
山城山間	-23.50%	0.50%	-32.40%	-12.50%	-39.10%	-50.60%	-46.60%	-38.80%
亀岡盆地	-12.50%	31.20%	-15.90%	-38.40%	-13.10%	-34.60%	-48.80%	-16.90%
中部農村	-17.60%	29.70%	-23.90%	-25.10%	-23.80%	-36.20%	-52.10%	-39.50%
中部都市	-21.40%	-6.30%	-24.80%	-22.90%	-24.90%	-42.60%	-49.10%	-10.80%
丹後	-20.90%	8.70%	-24.20%	-28.30%	-23.60%	-18.90%	-41.40%	-55.20%

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（1990～2000年）

中でも、世帯主が恒常的勤務の兼業を主としている農家は、山城山間で5割以上、また中部都市で42.6%の大幅な減少がみられる。また岡田知弘（2000）によると、機業兼業地域であった丹後地域では、自営兼業を主とする第2種兼業農家が55%も減少している。岡田知弘（2000）によると、前者の場合は、定年やリストラクチャリングによる恒常的勤務者の減少、後者は丹後企業の不況による廃業、リタイアによるものなのである。このような事態の結果として、京都府北部の亀岡盆地や中部農村、丹後地域では専業農家の増加がみられる。岡田知弘は、これらのことから「社会全体が不況になることにより、兼業からの離脱による専業化が進行している。」と述べている。

しかし、京都市では3割以上の専業農家が減少し、大都市周辺の京都近郊、山城都市、中部都市でも専業農家の減少が見られる。一方で、第1種兼業農家での減少率の高さと、第2種兼業農家の減少率の低さが目立つ。岡田知弘（2000）によると、これは、第1種兼業農家や専業農家世帯主のリタイアとともに、兼業機会の創出によって世帯主が農業を主とする第2種兼業農家への転化する農家が増えたことによるものと考えられるのである。

この結果から、地域別にみた専業農家構成は、表2のように変化したと現わすことが出来る。岡田知弘によると、第1種兼業農家及び世帯主が兼業を主とする第2種兼業農家の構成比が、ほとんどの地域で低下していることが見て取れる。その反対で、京都市を除くすべての地域で専業農家の構成比が高まり、中丹都市地域では2割を超えるに至っている。また、世帯主が農業を主とする第2種兼業農家の構成比も丹後地域を除いて増加傾向をたどっている（2000）。

表2 地域別専業別農家構成の推移

	専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家								世帯主が農業主・他	
					世帯主が兼業主									
					恒常的勤務									
					日雇・臨時雇 出稼ぎ 自営兼業									
	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年
京都府	13.50%	16.60%	13.10%	10.50%	41.50%	33.40%	5.10%	3.10%	9.40%	7.40%	26.80%	29.00%		
京都市	22.90%	20.00%	23.40%	16.30%	20.60%	16.20%	3.70%	1.70%	8.40%	8.40%	29.30%	37.40%		
京都近郊	15.80%	17.90%	22.40%	15.30%	29.00%	22.70%	2.50%	1.00%	8.80%	7.90%	30.20%	35.20%		
山城都市	11.20%	12.70%	17.10%	13.40%	38.20%	31.00%	3.20%	2.20%	7.20%	4.50%	30.20%	36.20%		
山城山間	13.90%	18.20%	23.20%	26.60%	37.60%	24.30%	4.30%	3.00%	7.30%	5.80%	20.90%	22.00%		
亀岡盆地	7.20%	10.80%	10.30%	7.30%	52.70%	39.40%	6.40%	3.70%	9.20%	8.70%	23.30%	30.10%		
中部農村	11.70%	18.40%	7.50%	6.80%	50.10%	38.80%	9.40%	5.50%	9.90%	7.30%	21.30%	23.30%		
中部都市	18.00%	21.40%	7.50%	7.40%	47.80%	35.00%	4.10%	2.70%	4.60%	5.20%	22.50%	28.30%		
丹後	10.10%	13.90%	11.80%	10.70%	36.70%	37.60%	4.30%	3.20%	18.40%	10.40%	37.00%	24.30%		

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（1990～2000年）

(2) 兼業農家のウェイト

表3は兼業農家の占めるウェイトについて表した表である。岡田知弘によると、第1種兼業農家は、農家数約1割にすぎないが、農業就業者数の15%、経営耕地面積の19%、借入れ耕地面積の30%、経営耕地面積3ha以上農家数の44%、販売額700万円以上農家数の48%を占めており、専業農家に匹敵するぐらいのウェイトの高さを持っている（2000）。また、第2種兼業農家は、農家数の73%、農業従事者の63%、経営耕地面積の63%である。農業就業者の大部分は第2種兼業農家であり、農家数の割合も一番多いことから、土地資源の圧倒的部分を占めているといえる。岡田知弘によると、貸付け耕作面積や耕地放

棄地面積は、農家数比率に近い値であるが、借入れ耕地面積の48%近くを引き受けているほか、経営耕地面積3ha以上農家の4分の1、販売額700万円以上農家数の1割弱を占める農業経営の存在もある（2000）。

表4は、販売金額別の専兼別農家構成を表したものである。高額販売農家のうち、2000万以上は専業農家に勝るものはないが、かなりの部分が第1種兼業農家である。さらに、岡田知弘によると、300万～700万円販売額農家の4分の3が、第1種及び第2種兼業農家によって担われているのである（2000）。専業農家であると農業に従事出来る分、販売金額を延ばす事が出来るが、農業所得を主とする第1種兼業農家は農業を営みながらも、農外所得を得ており、経営能力に優れているとみることも出来る。

表3 兼業農家の占めるウェイト

	農家数	農業 就業者数	経営 耕地面積	借入 耕地面積	貸付 耕地面積	経営耕地面積 3ha以上農家数	販売額700万円 以上農家数	耕作 放棄面積
計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
専業農家	16.60%	22.10%	19.20%	21.70%	18.00%	31.10%	42.80%	17.60%
第1種兼業農家	10.50%	15.00%	18.50%	30.10%	6.30%	43.70%	48.30%	10.40%
第2種兼業農家	72.90%	62.90%	62.40%	48.10%	75.70%	25.20%	8.80%	72.00%
世帯主農業主	19.70%	24.20%	19.80%	19.10%	15.20%	13.50%	5.40%	18.20%
世帯主兼業主恒常的勤務	33.40%	23.40%	27.20%	19.20%	41.20%	8.80%	2.30%	34.60%
世帯主兼業主日雇・臨時雇・出稼ぎ	3.10%	1.50%	2.50%	2.20%	1.70%	0.20%	0.10%	2.60%
世帯主兼業主自営兼業	7.40%	3.50%	6.00%	4.30%	8.30%	1.60%	0.80%	7.60%

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（1990～2000年）

表4 販売金額別専兼業別農家構成

	総農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業	総農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業
販売農家合計	28,857	4,788	3,024	21,045	100.00%	16.60%	10.50%	72.90%
販売なし	3,490	506	55	2,929	100.00%	14.50%	1.60%	83.90%
50万円未満	14,043	2,028	531	11,484	100.00%	14.40%	3.80%	81.80%
50～100	4,983	689	452	3,842	100.00%	13.80%	9.10%	77.10%
100～200	2,353	379	412	1,562	100.00%	16.10%	17.50%	66.40%
200～300	1,083	229	284	570	100.00%	21.10%	26.20%	52.60%
300～500	1,027	242	391	394	100.00%	23.60%	38.10%	38.40%
500～700	610	172	286	152	100.00%	28.20%	46.90%	24.90%
700～1000	494	175	253	66	100.00%	35.40%	51.20%	13.40%
1000～1500	354	159	173	22	100.00%	44.90%	48.39%	6.20%
1500～2000	188	85	94	9	100.00%	45.20%	50.00%	4.80%
2000～3000	129	64	59	6	100.00%	49.60%	45.70%	4.70%
3000万円以上	103	60	34	9	100.00%	58.30%	33.00%	8.70%

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（1990～2000年）

1.3 農地の流動化

(1) 京都府における土地持ち非農家の実態

図1は、世帯数及び所有農地に占める土地持ち非農家のシェアを京都府と全国についてみたものである。豊福裕二（2000）によると、京都府では、世帯数に占めるシェアが1980年の4.9%から2000年の22%へと大幅に拡大し、所有農地に占めるシェアは同じく2.9%から14.1%へと拡大していることがわかる。全国平均と比べると、世帯数のシェアでは京

都府の世帯数が下回るものの、所有農地のシェアは上回っている。このことから、京都府の土地持ち非農家の農地所有規模は、全国の中でも比較的大規模であり、多くを占めていることがわかる。

(単位：%)

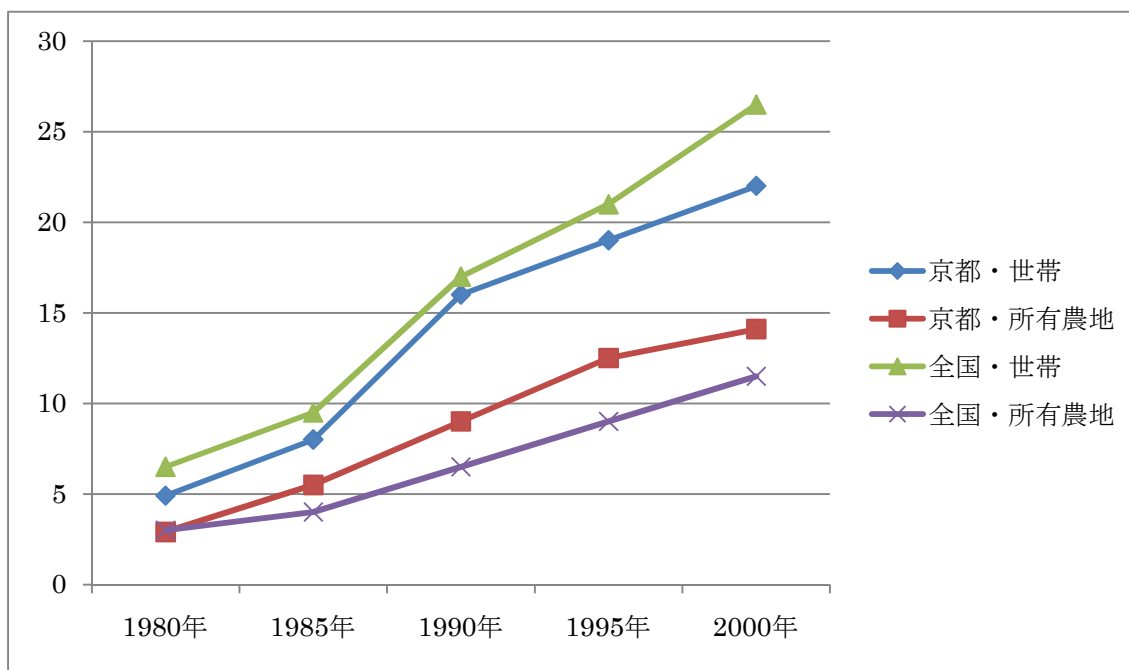


図1 土地持ち非農家のシェアの推移

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（1980～2000年）

注：所有農地＝所有耕地＋耕作放棄地

表5は、11農業地域区別に、土地持ち非農家の農地所有および利用の実態を示したものである。まず、豊福裕二によると、土地持ち非農家の所有農地が農家を含めた全所有農地に占める割合をみると、南から北に行く程土地持ち非農家の所有農地割合が高くなっていくことがわかる。中でも最も高い割合を示しているのが丹後平場であり、全農地の32.6%が土地持ち非農家によって所有されている。一方、農家による所有割合が高いのは山城山間であり、土地持ち非農家の割合は6.2%にすぎない（2000）。

また、土地持ち非農家の所有農地の利用の仕方も表5でみることができる。亀岡盆地では85.2%、丹後平場では86.2%が貸付けに出されており、豊福裕二（2000）によると農地の大半が流動化しているといわれている。また、亀岡盆地、丹後平場では耕作放棄地の割合が10%に満たず、農地は何らかの形で有効利用されているといえる。これに対し、山城市と山城山間の貸付割合は50.6%と53.4%であり、耕作放棄地割合は約38%にまで達している。豊福裕二によるとこれらの地域では、農家の土地持ち非農家化はすなわち農地の遊休化を意味する可能性が高いといえる（2000）。最後に、中丹都市、中丹山間、丹後沿岸では耕作放棄地の割合が、中丹都市では22.1%、中丹山間では23.0%、丹後沿岸では25.1%と比較的高く、また自作地の割合も約10%と高い。豊福裕二によるとここでは、農地が担い手に集積されずに遊休化するか、あるいは零細農家によって限界的に耕作される

傾向がみられる（2000）。

表 5 土地持ち非農家の農地の状況（2000 年）

（単位：a、％）

	農家		土地持ち非農家				土地持ち非	土地持ち非農家の農地利用構成		
	所有	所有	所有				農家の所有 耕作放棄地	貸付耕地	自作地	耕作放棄地
	農地面積	農地面積	耕地面積	貸付耕地面積	自作地面積	面積				
	(A)	(B=C+F)	(C)	(D)	(E)	(F)				
京都府計	2,429,920	400,377	327,420	296,001	31,419	72,957	14.1	73.9	7.8	18.2
京都市	394,066	37,523	31,609	28,732	2,877	5,914	8.7	76.6	7.7	15.8
山城市	283,714	28,187	17,606	14,260	3,346	10,581	9	50.6	11.9	37.5
山城山間	135,526	9,004	5,535	4,806	729	3,469	6.2	53.4	8.1	38.5
亀岡盆地	358,513	33,740	31,034	28,747	2,287	2,706	8.6	85.2	6.8	8
北桑	79,119	9,676	7,983	7,287	696	1,693	10.9	75.3	7.2	17.5
西船井	161,713	19,833	17,654	16,056	1,598	2,179	10.9	81	8.1	11
中丹都市	481,642	81,314	63,303	54,950	8,353	18,011	14.4	67.6	10.3	22.1
中丹山間	104,349	18,275	14,063	12,133	1,930	4,212	14.9	66.4	10.6	23
丹後沿岸	100,645	29,839	22,338	19,475	2,863	7,501	22.9	65.3	9.6	25.1
丹後平場	192,423	93,282	85,101	80,453	4,648	8,181	32.6	86.2	5	8.8
丹後砂丘	138,210	39,704	31,194	29,102	2,092	8,510	22.3	73.3	5.3	21.4

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（2000 年）

注：所有農地面積＝所有耕地面積＋耕作放棄地面積

（2）土地持ち非農家を含む遊休化の現状

（単位：％）

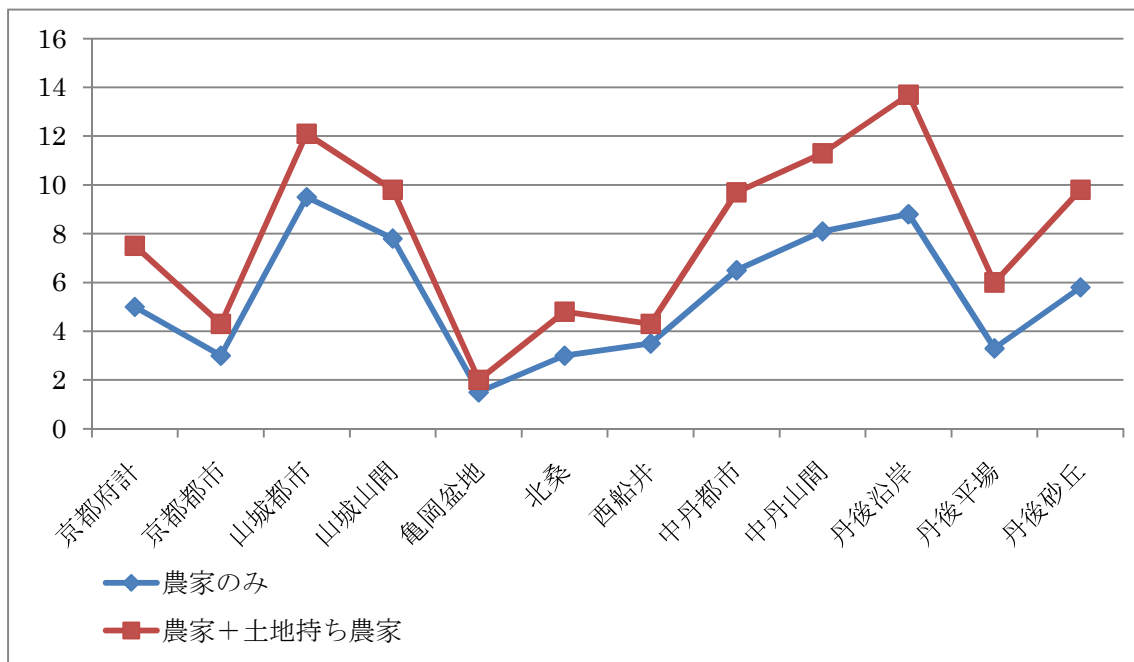


図 2 地域別の耕作放棄地率

出典資料：農業センサス第一巻 都道府県別統計書（2000 年）

図 2 は、耕作放棄地率を農家のみの場合と、土地持ち非農家を含めた場合を比較したものである。いずれの地域でも耕作放棄地率が大きく現れていることがわかる。山城都市では 12%、中丹都市では 9.6%、中丹山間では 11.1%と、耕作放棄地の差が大きくなっていることがわかる。豊福裕二によると、最も格差が大きい丹後沿岸では 4.6 ポイントの上昇となり、耕作放棄地率は 13.4%と山城都市を抜いて府内で最も高い比率となるといわれている（2000）。

ここまでみてきたように、京都府内の専兼別農家構造の推移や農地の変動の仕方は、地域ごとにより異なる結果が得られた。職を失ってしまったことで、農業に転換する者や、農業を続けていくために、農地を販売農地だけでなく、有効活用することによって、農業以外のところで収入を得ている人々もこれらのデータから見ていくことが出来た。その中でも、京都市が属する京都山城地域では比較的、専業農家の減少等、専業農家だけでなく農業全体の衰退が大きくみられる結果となった。現代社会で注目されている農業の衰退は、京都という都市でも起こりえた現象であった。このような現状の中、我が家は専業農家として未だに成り立つことが出来ている。京都府の農業変化について調査したことにより、より一層我が家の農業が存続していける点について、疑問が膨らむ結果となった。

2 農家の分類

2.1 農林水産省が定める農家の分類

(1) 総農家

第 1 章では、主に京都の農業がどのような変化を遂げていったのかを調査し、地域ごとにより変化の度合いが異なる京都府の農業について理解を深めていくことが出来た。この章では、一般的に使われている専業農家や兼業農家は、どのような定義付けがなされているのかについて、見ていきたい。そして、ここでの農家の分類を活かし、本論文の「我が家が専業農家として、成り立つことができていのは何故なのか。」という疑問への、解決の糸口を見つけ出したい。

我が家が農業を営んでいる京都市北区上賀茂の地域には、未だに専業農家と呼ばれる農家が顕在している。しかし、農業について調べていくに当たり、農業がどのように分類されるのか理解できていないように感じている。そこで、農林水産省が定めている農業の分類を調査し、京都市北区上賀茂地域の農業である我が家の農業の分類に役立てようと考えた。農林水産省（2005）が定めている分類によると、農家は、調査期日現在で、経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上ある世帯をいう。と定義されている。また、販売農家とは、経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。販売農家とは対照に自給的農家とは、経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。この他にも、農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5a 以上所有している世帯を土地持ち非農家という。農家・販売農家・自給的農家・土地持ち非農家全ての総称を総農家と定義づけられているのである。

(2) 販売農家

次に総農家に属する販売農家について焦点をあてて見ていきたい。農林水産省（2005）によると、販売農家は、主副業別、専兼業別、農業経営組織別で構成されている。主副業別は、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家である主業農家、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる準主業農家、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）である副業的農家という3つに分類することが出来る。

農林水産省によると、専兼業別とは、専業農家、兼業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家、兼業種類恒常的勤務、日雇・臨時雇・出稼ぎ、自営兼業の総称のことである（2005）。専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家のことであり、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いう農家を兼業農家と呼んでいる。また、第一種兼業農家とは、農業取得を主とする兼業農家のことであり、農業所得を従とする兼業農家は第二種兼業農家と定められている。兼業種類恒常的勤務は、一定の勤め先に恒常的に勤務した場合のことであり、日雇・臨時雇・出稼ぎとは、継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われた場合をいう。そして、自営兼業は、自営農業以外で、収入を得るために自ら営んでいるすべての仕事のことである。

農業経営組織別には、農産物を販売した農家の構成比と呼ばれるものがあり、販売農家数を100とした場合の農産物を販売した農家の割合いう。この農林水産省での分類を下に、我が家の農家はどの分類に属するのかを第4章で検証していきたいと思う。

2.2 都市化地域農業

(1) 都市化地域農業の概念

第1章でもみてきたように、京都市北区上賀茂地域の農業は京都市、向日市、長岡京市、大山崎市、宇治市、城陽市、久御山市からなる京都都市農業地域に属し、一般的な都市化地域の農業であるとされている。そして、京都府内でも農業の変化は地域ごとで異なり、農村地域と都市地域での農業の衰退の仕方に大きな違いがみられた。そこで、ここでは京都市で営まれている都市化地域農業とは、どのような特徴がみられるのかを検証していこうと思う。しかし、都市的地域農業の特徴について調べる前に、都市化地域農業とは一般的にどのような概念が定義付けられているのかについて、最初に少し触れておく。

第1章の京都市での都市農地等の統計データでもみられたように、都市では農地や農業従事者が減少を続けている。都市での農業衰退の現象から、蔦谷栄一（2009）は、都市農地は10年、20年先に半減し、いずれはその多くが存在しなくなると述べている。このような危機に立たされている都市的地域農業には、蔦谷栄一は大きく分けて2つの概念で構成できると考えている。蔦谷栄一によると、都市的地域農業概念の1つ目は都市及び都市近郊を含めた地域、都市計画地域で行われている農業のことをさし、2つ目は、相続税、固定資産税などの負担などによって農業を維持していくことが困難化している市街化区域において展開されている農業をさしているのである（2009）。この2つの分類から、都市的地域農業は都市および都市近郊を含めた広義の都市農業と、市街化区域を対象とする狭義の都市農業とに分かれることを意味しているのである。次節では、都市的地域農業の特

徴について調査を進めていくが、蔦谷栄一によると、都市農地の抱えている法律・税制等の問題に絞って議論される場合には、後者を概念とするのである。また、都市化地域農業の農業地域類型は、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分類する事が出来る。これら都市的地域農業の概念を踏まえると、京都市が京都都市農業地域に分類されるということに一層の理解を深める事ができるのである。

(2) 都市化地域農業の特徴

前節では、都市化地域農業の概念に焦点をあてていたが、ここでは都市化地域農業とは主にどのような特徴を持っているのかを検証していきたい。そこで、都市化地域農業の主な特徴としてあげられるものは、高付加価値農業、直接販売、市民参画型農業等である。これらの特徴については、後々詳しく説明していくことになるが、販売以外の目的で農地を利用しているというものである。また、直接販売を推進していることにより、安全で新鮮な生産物を消費者の方々に提供することが出来るのである。

都市化地域農業の特徴はこれら以外にもあり、計9つの特徴があるという研究が既になされている。そこで、都市化地域農業の特徴を捉え、我が家にあてはまる部分があるのか。我が家が専業農家として生計をたてることが出来ているのは、都市化地域農業と結びつく部分があるのかを検証する為に、都市化地域農業の特徴について、ここからは細かく見ていこうと思う。

まず、第一にあげられる特徴として、高付加価値農業といったものがある。これは大都市で農業を営んでいくにあたっての、鍵を握るようなものである。蔦谷栄一によると、大都市での農業では、消費者ニーズに対応した作物、品種の生産が行われており、バイオ技術なども駆使しながらの、野菜・花卉等の施設栽培が多くみられる。また、露地栽培の場合も狭小な経営耕地面積を有効に活用して多品種少量生産が行われており、伝統野菜などをも積極的に導入して地域の特徴を出し、ブランド化しての差別化に取り組んでいるものが多いのである(2009)。このことから、都市化地域では、狭小な土地を活かし、何らかの高付加価値のついた農産物が生産されていることが多く見受けられるのである。

第二の特徴として、世代ごとに生産物が変化を遂げるという特徴がある。蔦谷栄一によると、昔は自給自足が基本であり、米、麦をはじめとした穀物生産も多かったが、都市化の流れの中で稲作や畜産は減少し、野菜や果樹などに切り替えた後も、そこでの栽培品種・品目はどんどん変化してきているのである。特に、世代交代は栽培品目・品種等を変える大きなきっかけとなっていることも多く、二世帯、三世帯一緒に農業をしている場合も、世代ごとにより生産物が変化しているという調査がなされている(2009)。例えば祖父は養豚をやり、父はナシを栽培し、息子がハウスを設置してブドウを作り始めるという場合である。付加価値を求めるために、消費者のニーズに対応して作目、経営内容を変化させてきているのも都市化地域農業の特徴であるということが出来る。

第三の特徴として、新鮮で安全な生産物を消費者の方々に提供できるというものがある。都市農業は生産者から消費者までの流通距離が短く、流通にかかる時間も少なくて済み、その日の朝に収穫された朝採りの農産物が消費者に届けられることにより比較的鮮度が高い。また、直接販売などによって生産者との接点が多く、狭小な経営耕地面積で生産しているということは、畑の周辺は住宅が立ち並んでいても珍しくないといえる。そのような環境の下、農薬を散布すれば、住宅の窓をすぐに閉じられ、苦情が飛んでくる等、隣近所

にかなり神経を使わなくては都市農業は成り立たなくなってくる。その為、農業者は、隣近所に野菜を配って接触を密にしたり、農薬を散布する際には事前の連絡を徹底する等しており、農薬の使用もおのずと抑制され、安全な生産方法で農産物を作っている。大都市で生産するからこそ、安全で新鮮な農産物を消費者に提供することができるのである。

第四の特徴としては、直接販売があげられる。戦後間もなくは、野菜等農家はリヤカーを引っ張っての引き売りにより生産物を直接、消費者に販売するのが普通であった。それが葛谷によると、1952年に開始された、農協への無条件委託、平均売り、共同計算を柱とする「共同販売体制運動」によって系統共販が推進されるようになり、60年前後からの市場制度の整備・確立によって市場出荷は増加したのである（2009）。しかし、都市化地域農業では消費者と生産者との距離の短さを生かしての交流や、販売委託手数料の節減等を求めている、敷地内での販売等が増加してきたのである。また、量販店でのインショップ販売等が増加し、直接販売の比率が高まった。大都市ならではの消費者との距離や関わりが、直接販売という形で今でも受け継がれているという事が出来る。

第五の特徴として考えられるものは、市民参画型農業である。これは、農地を販売する農産物の栽培にばかり使用するのではなく、市民農園や体験農園を営むことにより市民参画型農業を確立しているということである。最近では農村部でも滞在型での市民農園や体験農園を開設するという例もみられる。この滞在型の市民農園や体験農園は、多くの人々が利用していることで注目を浴びている。しかし、滞在型の農園は日々の生活で畑を管理していくことは困難なのである。その為に、週末なり朝なり気軽に近くにある畑の管理が出来る市民参画型の農業は、大都市ならではのもののである。

そして、第六の特徴は不動産収入に支えられた経営をしているという事があげられる。葛谷によると、市街化区域のうちは住宅並み課税が原則であるが、生産緑地としての指定を受ければ農地課税とされている。しかし、相続税納税猶予制度の対象となるためには終身営農という厳しい規定が存在し、生産緑地も指定を受ければ30年は変更による農地の転用・売却が認められなくなるのである（2009）。この為に、そのまま宅地化農地にしておいたり、一部のみを生産緑地にしてしまう農家が多いのである。また、毎年度の固定資産税や都市計画税の支払負担は過大である。この税金支払いを可能にするだけの農業収入確保は本来ならば不可能に使いものがある。その為に、都市化地域農業では駐車場やアパート等を経営しなければ都市農業を成立させる事は難しいのである。また、葛谷によると、固定資産税等とは別に相続が発生すれば、相続税の支払いが必要となるが、農家の家屋敷、屋敷林等は農地ではなく宅地として課税されてくるため、その納税負担が大きくなるのである（2009）。農地を確保しておくだけでも、税制などにより多くの支払いが必要とされている。大都市では、農地を不動産収入として利用し、農外所得での収入がなければ、生計を立てていくことは難しいのである。

第七の特徴として考えられるものは、都市化地域農業の従事者は自立した経営力が備わっているということである。葛谷によると、市街化区域内農地は、都市計画法により農地から宅地への転用を狙いに主たる権限が国土交通省にあることから、農業構造改善事業等の農業基本政策の対象からは除外されていた（2009）。このため、国等の政策支援に依存し、頼っていくことなく、農業従事者たちが自力で農業経営を維持してきただけに、自立心は旺盛であるといえる。

第八の特徴として農業従事者には、優れた経営感覚が備わっているという事が出来る。

消費者との距離が近い直接販売の割合が多いだけに、農産物を販売する過程で消費者のニーズをすぐに汲み取ることが出来る。さらに蔦谷によると、量販店等とやりとりする機会も多く、単に農業は生産して終わりではなく、販売できてはじめて農業であり、農産物であるという感覚をもつものが多い。また、農業と並行して駐車場やアパート等を経営したり、多額の税金支払いのために資金繰りをつけたり、一般農業以上に経営感覚が要求されるのである（2009）。農業従事者が多彩な場で農外所得を得ることが出来ているのは、蔦谷（2009）によると会社などにおける農外就業の経験が経営に活かされている結果であるということが出来る。

第九の特徴として考えられるものは、農業従事者は地域の守り手になっているという点である。都市住民は相対的に転居が多い為、一般的に流動性が高いと考えられている。また、最近では核家族化が進んでいることにより、どうしても地域内でのつながりは希薄になりがちである。そんな中、蔦谷によると、都会であつても多くの地域には消防団が存在しており、そのほとんどは農家、もしくは農家であつた人たちによって担われている。盆踊りもあちこちで開催されているが、その企画・運営、あるいは当日の舞台経営なり車等交通整理も地元農家なり商店街の人たちが主に担っていると言つて差し支えない（2009）。このように地域間での交流が希薄になりつつある社会を、その地域に長年暮らしている農家や商店街の人々が守っているのである。都市化していく中でも、このような人々がいるからこそ、地域の安全が守られ、地域でのつながりがなくなるのである。

以上の9つが都市化地域農業の主な特徴である。これら9つの項目を踏まえて、我が家が専業農家として生計を立てることが出来ている理由について、第4章で分析していきたいと思う。

（3）地域からの取り組み

前章でみてきたように都市化地域農業は9つの特徴から成り立っている。これら9つの特徴の中でも最近、特に問題視されているのは、農地の利用方法や農地問題についてである。そこで、第3節では、都市化地域である東京都、横浜市、大阪府では農地問題についてどのような取り組みがされているのかについてみていきたい。

2008年10月に東京都内34区市町によって構成された「都市農地保全水村自治体協議会」が発足された。これは、蔦谷によると、「安全で新鮮な農産物の生産物に加え、環境保全、防災、食育への寄付等多面的で重要な役割があるという都市農地の減少という共通の課題を抱える自治体が連携し、都市農地の保全を目指す。」ということを目的としているといえる。このような取り組みを踏まえ、東京都では2006年7月に都市農業検討委員会を設置した。この委員会では「今後の都市農地の保全に向けた農地制度や税制度のありかた」について検討され、4回にわたる議論がなされた。さらに、蔦谷によると、東京都議会は、2007年3月に「東京都議会は、国会及び政府に対し、これまでの〈都市農地は宅地の供給源〉という考え方を改め、〈都市農地と住宅地が共存共栄〉できる政策に転換し、現行の農地制度や相続税制度等の改善を行うなど、都市農地の保全のために必要な措置を講じるよう強く要請する」意見書を取りまとめ、国会、政府に提出している。

また、東京都は2007年度の新規施設として、「都市の暮らしが潤う東京農業の推進（農業・農地の多面的機能を活かしたまちづくり）」と「農作業受委託推進事業」として予算措置を講じているのである（2009）。さらには2008年3月、「都市と農業・農地の共生」を

キーワードに、「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を策定している。これは、蔦谷によると、東京の都市農業・農地が都市の中で果たしている意義と役割を明らかにし、区市が農業・農地を活かしたまちづくりプランを作成し、その取り組みを推進するための指針としてとりまとめたものである（2009）。

神奈川県では、県下農業全般を対象にした都市農業推進条例を、全国で初めて 2006 年 4 月に施行している。蔦谷によると、この条例では、1.安全・安心な食料等の供給の推進、2.地産地消の推進、3.農業経営の安定化の推進、4.農業生産および農業経営の高度化並びに農業者のおよび農業関係団体の情報交換の促進、5.食と農に対する県民の理解の促進、6.農業の多様な担い手の育成および確保の推進、7.農業の生産基盤確保および整備の推進、8.農地の有効利用の促進、9.地域の農業を生かした県民と農業者の交流の推進、10.未利用資源の有効活用を通じた農業生産性の向上の推進、11.環境に調和する農業生産の推進、12.その他の都市農業の持続的発展の必要な施策を推進、の 12 にわたる基本施策を掲げている（2009）。そして、この条例は 1.食料などの安定供給、2.農業の有する多面的機能の発揮、3.1 及び 2 を通じて都市農業の持続的発展を図り、ひいては県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するという 3 つの目的が立てられている。

一方、大阪府では 2008 年度から「大阪府都市農業の推進および農空間の保全と活用に関する条例」が施行されている。蔦谷によると、ここでは、1.都市農業の担い手の育成および確保、2.農空間の保全と活用、3.安全・安心な農産物の生産および供給、を三本柱に都市農業に加えて農空間なる概念を前面に打ち出されているのである（2009）。〈農業振興地域を中心に農地、里山、集落、それに農業用水やため池等の農業用施設が一体となった地域〉を農空間としている。この農空間なる概念は、蔦谷によると、小規模農家が多く、また遊休農地が増加している農業振興地域の農業をも一体化し、多面的機能と地産地消を軸にした〈風格ある都市〉づくりをめざそうとしているのである。具体策としては、小規模農業者を対象とした大阪府認定農業者や、大阪府地産地消農業者の認定、遊休農地の解消と活用を進める農空間保全地域制度、農産物の安全・安心確保体制の整備、大阪産農産物直売店登録制度などの推進を予定している（2009）。並行して、〈都市農業と農空間に関する基本法制〉の制定や、相続制納税猶予制度の堅持、都市の農空間の公益性を保全する制度運用、関連法制度の整備などについて、国に働きかかえていくことにしている。

このように、限りある土地面積を農地として維持していくことは、農業従事者にとって都市化地域農業における大きな課題であるということが出来る。都市で農業を営むということは、何らかのリスクを伴うものであり、どの地域であっても都市を農業の共存は困難なことであるといえる。

2.3 第六次産業

(1) 第六次産業とは

前項では、都市化地域農業について焦点をあて、都市化地域農業の概念や特徴、都市で問題となっている農地確保の地域の取り組みについて調査を進めてきた。農業を活性化させていくための各地域の取り組みについて調べていくうちに、都市化地域農業の今後の取り組みは第六次産業の考え方に類似していることに気づいた。そこで、ここからは、農業を活性化させていくために生み出された、新たな考え方である〈第六次産業〉に焦点をあて、検証していこうと思う。では、この聞きなれない第六次産業というものは、どのよう

な概念があるのだろうか。

農産業分類で第一次産業に分類される農業・水産業は、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。農業や水産業で生産された農畜産物、水産物の農業者や水産業者はたいてい、生産だけでなく食品加工をし、流通、販売にも大きく関わっている。本来ならば、第二次産業に分類される事業者が食品加工を行い、第三次産業に分類される事業者が流通、販売を行うことは、当然であるといえる。しかし、第六次産業では、第一次産業の事業者が第二次産業や第三次産業にも携わっているのである。第一次産業に、第二次産業と第三次産業が融合されることにより、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることができるのである。このことにより、今村奈良臣は、農業を活性化させることが出来るのではないかと考えているのである。

第六次産業とは、先ほども述べたように今村奈良臣によって考えられたものである。彼は、第六次産業を「第六次産業という名称は、農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語である。」と述べている（1996）。

この第六次産業の考え方を例に例えると、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などがあげられる。これは、第一次産業に分類される農業従事者が農産物に付加価値をブランド化されたものを生産し、消費者に直接販売し、また、農産物や農地を利用しレストランを経営するといったものである。これは、兼業農家に分類されるが、農業を衰退させることなく、現代社会でも生き残っていける新たな農業の手法であるといえる。

今村奈良臣（1996）によると、第一次産業の生産物に付加価値をつけて販売し、高度化を目指すという観点では、1.5次産業化に似ている点も見られるが、第六次産業は加工、流通を複合化させるという視点がより明確である。この第六次産業とは、農業の活性化等の時に使用されるキーワードとして多く提唱されているものである。

（2）産地による農産物の付加価値の増大

第六次産業で主に重視されているものは、農産物に新たな付加価値をつけることである。これにより、雇用と所得を確保する事が出来、若者や子どもも集落に定住する事が出来る地域社会を構築できるという、農業の活性化だけでなく、農村の活性化にも大きな影響を与えるといわれている。では、農産物に付加価値をつけるということは、どのようなことをいうのだろうか。

付加価値の増大に必要とされる産地の戦略的な取り組みとして考えられているものは、次のようなものである。第一の取り組みは、産地内で農産物に付加価値をつけるのかについての合意形成を行うことである。合意された時点で、市場動向や地域資源等の分析を行い、どの農産物をブランド化するのかという商品選定、どのような手法で販売をするのかという販売先の選定を行う必要がある。そして、第二に販売していく過程で消費者のニーズを汲み取り、新品種・新たな生産技術を導入することが必要である。また、品種、生産量等の生産管理をし、農産物を効率的に出荷出来る体制を整えるべきである。この過程を終えた上で、取引先のニーズを踏まえ農産物を出荷するという生産段階を踏んでいく必要がある。さらに、第三の取り組みとして、農産物の加工技術を導入し、〈売れる商品〉の開発をする加工段階を行うべきである。この加工段階を着実にこなし、販売先を開拓、拡大

し、他産地との連携であるリレー出荷、販売管理等を正確に行いここまでの販売段階を踏むことにより、農産物は産地のブランド品となり、付加価値がうまれていくのである。

(3) ブランドとなった農産物でのさらなる農業の活性化

産地での農産物がブランド化し、より多くの消費者の方々に農産物を提供する事になるが、このことにより、より多くの消費者のニーズを直接的に聞く事になるのである。ここで、消費者のニーズをしっかりと汲み取れるかどうか、農業所得をあげられるかどうかという命運に関わってくるのである。そこで、農業事業者は消費者等のニーズに即した販売方法の推進をしていくべきなのである。販売に係る主な施策は、学校給食での地場農産物の利用、社員食堂での地場農産物の利用、農産物直売所での販売、量販店でのインショップの展開、仮設型直売所での販売である。このような販売方法は、消費者のニーズを直接的に汲み取りやすく、ニーズを最大限に活かしていくことのできる消費者の為の、販売手法であるといえる。

このように第六次産業という考え方を取り入れる事により農業が活性化し、都市だけでなく、農村での農業の問題についても解決の糸口がみえてきている。この第六次産業は農村でも、都市化地域農業であってもあてはまる概念であり、現在農業を営んでいるすべての人々が農業のあり方を見つめなおし、これからの農業の発展へとつなげていけるものであるといえる。第2章では、都市化地域農業と第六次産業についてみてきたが、この調査から、本論文のテーマについて考え分析し、考察していきたい。

3 研究方法

本研究の主な調査方法は、インタビュー調査であった。インタビューの調査対象となったのは、父と祖父の2人である。インタビューは11月25日、12月6日、12月19日の3日間に分けて、約1時間ずつのインタビューを行った。インタビュー内容は、都市化地域農業の特徴を提示し、我が家で一番気をつけて行っているものは何か、また都市化地域農業の特徴に当てはまらない項目はどれかについての質問をした。そして、我が家の農業収入や必要経費を聞き、耕作面積はどのくらいの規模であるのか、販売方法や生産している農産物の種類、夏と冬で異なる耕作農地の利用方法、消費者のニーズはどのようなところで汲み取り反映させているのか、京都市北区上賀茂地区の今後の農業の課題等をインタビューした。

インタビューとは異なる研究方法としては、農林水産省が発表している京都府の農業に関する統計データを下に、京都市の現在の農業動態を捉え、京都市の農業変化を調査した。また、農林水産省が定義付けている農家の分類から、我が家の農家は統計上どの分類に属するのかを研究し、我が家と京都市の農業の比較を行った。そして、京都市が都市化地域農業という分類に属していることから、都市化地域農業の概念や特徴、都市化地域での農業の課題を捉えた。さらに、農業を活性化させる為に考えられた、今村奈良臣の第六次産業の考えをも取り入れ、都市化地域農業と第六次産業という2つの概念から、我が家が現代社会でも専業農家として成り立つことが出来ている理由について、インタビューをもとに分析を重ねていった。これらの研究から、本論文のテーマについて検証していくことが

出来たと考えている。

4 結果

4.1 我が家の農業

ここからは調査対象である、父と祖父のインタビュー内容を下に、我が家の農業について検証していきたい。我が家は京都市北区上賀茂地区で農業を営んでいる。我が家は、専業農家であり、家族全員で農業を営んでいる。家族の中で農業を営んでいる者は、祖父、祖母、父、母、叔母である。生産物は夏には賀茂ナスと呼ばれる京野菜を生産し、冬にはすぐき菜を生産している。生産しているものは賀茂ナスやすぐき菜以外に、トマト、きゅうり、長なす、ピーマン、さやえんどう、枝豆、にんじん、白菜、キャベツ、たまねぎ、大根、じゃがいも、さつまいも、ほうれん草、ねぎ、いちご、すいか、プチトマト、かぼちゃ、ブロッコリー、パプリカ、米等である。この中でも、夏には賀茂ナス、冬にはすぐき菜の生産量が大半を占めているのである。一方、米は販売用の農産物ではなく、自給用農産物として栽培しており、すいかやいちご等は多くは栽培せず、販売数も少ない割合となっている。

耕地面積は 80a であり、京都市の岩倉に 40a、亀岡に 40a の耕地面積を所有している。この耕地面積を利用し、夏には亀岡の 20a で米を栽培し、残りの 20a は農地を休ませ、岩倉の 40a で夏物の野菜の生産を行っている。冬になると、農産物によって分けられていた農地は、全てすぐき菜の生産に利用されている。また、これらの生産物から得る事の出来る収入は、約 1500 万円であり、夏物野菜での収入が約 500 万円、冬物での収入が約 1000 万円となっている。しかし、家族だけでなく親戚の手も借りて農業を営んでいるため、人件費は年間約 500 万円かかり、固定資産税や車や農機具の維持費、肥料費、その他の必要経費が約 600 万円かかり、収入があっても農業を営んでいくにあたり、大きな出費が必要になってくるのである。農地や農機具は、我が家が所有しているものであり、農業に使用する軽トラックや 1t トラックや配達用の車、2 台のトラクターや 5 台の農機具、耕運機等のコストが高くついているのであった。

販売方法は、直接販売、卸売販売等の手法を取っているが、直接販売の割合が高く、収入の大部分を占めている。この直接販売の方法は上賀茂地区に伝わる伝統的な販売方法で、「ふりうり」と呼ばれており、軽トラックに朝採りされた野菜を乗せ、京都市内を回り販売するというものである。これは、主に夏物の野菜を販売する時に、使われる販売方法である。冬物の農産物の販売方法は、主に宅急便での販売であり、商品の包装や伝票の記入などは全て手作業で行っている。現代社会ではインターネット販売に変化してきており、その販売方法も考慮したが、リスクを伴う上に、コストもかかる為、昔ながらの販売方法を守っているのである。これが主に我が家での農業であり、このインタビューから次項で我が家の分析をしていこうと思う。

4.2 我が家の農業分析

(1) 農家分類での分析

まず、農林水産省が定める農家分類に基づき、農業分類ではどの部分に属すのかを調べていきたい。農林水産省では、経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家を販売農家としている。我が家の経営耕地面積は約 80a

であり、農産物販売金額は約 1500 万であり、我が家は販売農家に属するといえる。次に、販売農家は、主副業別、専兼業別等で構成されているが、我が家は、農業所得が主で、1 年中自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家である為、主副業別の中の主業農家に属することとなる。また、専兼業別とは、専業農家、兼業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家、兼業種類恒常的勤務、日雇・臨時雇・出稼ぎ、自営兼業の総称のことであり、我が家は世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家である為に、専兼業別の中でも専業農家に分類する事ができるのである。このように、農林水産省の農家分類では、我が家は販売農家であり、主業農家、専業農家に分類することが出来る。

(2) 都市化地域農業での分析

京都市北区上賀茂地区は、京都都市農業地域とされており、都市化地域農業であるといえる。そこで、都市化地域農業の 9 つの特徴と我が家を照らし合わせ、都市化地域農業の特徴を捉えているからこそ、農業を存続させていくことが出来ているのかを検証していきたい。

第 2 章で述べたように、都市化地域農業には高付加価値農業、世代間での生産物の変化、安全で新鮮な生産物、直接販売、市民参画型農業、不動産収入、自立した経営力、優れた経営感覚、地域の守り手という 9 つの特徴があった。これらの特徴と我が家を照らし合わせると、共通点と相違点が見受けられた。

共通点は、高付加価値農業、安全で新鮮な生産物、直接販売、自立した経営力、優れた経営感覚、地域の守り手である。我が家は、京野菜ブランドという付加価値のついた農産物を生産している。これは、最近新たに創り出された付加価値農産物ではなく、江戸時代から伝えられてきた、伝統ある農産物であり、都市の狭小な農地であっても、生産高が見込める高付加価値農業を営んでいるのである。また、第 4 章でも述べたように京都で古くから伝わる、「ふりうり」という直接販売を行っている。そのことにより、消費者側は生産者から直接農産物を購入する事が出来、朝採りされた安全で新鮮な農産物を消費できるのである。

また、我が家でもより安全な農産物を提供できるよう、農薬は鶏糞等の有機肥料を使用し、化学肥料は使用しないようにしている。直接販売をすることによって、消費者のニーズには敏感となり、海外からの新品種なども取り入れ、出来る限り消費者ニーズに沿った農産物の生産を心がけているのである。その結果、昔では考えられなかったパプリカやブロッコリー、チンゲン菜の生産が現在では行われている。さらに、今では冬の収入の大部分を占めているすぐき菜の生産は、50 年前から始められたものであり、すぐき菜の生産をする以前は、ほうれん草ばかり生産されてうた。すぐき菜の生産に転換した理由は、我が家にとってのお得意先が確立出来たからであり、販売率が上がる見込みがあったからである。この生産物の変化こそ、消費者ニーズを汲み取り、生産部分に活かした結果であるといえる。そして、核家族化が進む中、農業を営んでいる家庭が多いこの上賀茂地域では、地域間の交流は未だに絶えず存続しており、農業を営んでいることにより、地域をも活性化させているのである。

一方、相違点としてあげられるのは、世代間での生産物の変化、市民参画型農業、不動産収入である。消費者ニーズの合わせ、生産物を変化させている部分はあるが、第 2 章の例であげたような生産方法を取っているわけではないのである。我が家では、世代間での

生産物の変化よりも、伝統野菜と称されているものを存続させつつ、生産していくことが重視されている。また、農地の利用は農産物の生産以外に利用はしておらず、農外所得は一切ない状態で生計を立てているのである。

このことから、都市の中であっても都市化地域農業を象徴ともいえる、不動産収入は我が家にはあてはまらない結果となった。この分析から、都市化地域農業に分類されていても、実際照らし合わせてみると都市化地域農業であるとは一概には言いきれない結果となった。専業農家として成り立つことが出来ている点は、都市化地域農業の特徴以外であるのだろうか。

(3) 第六次産業での分析

都市化地域農業では主に、農外所得がなければ生計を立てていくことは困難であると考えられていた。しかし、実際我が家の農業の場合は、農外所得がなくても成り立つことが出来ている。そこで、農業を活性化させる為の第六次産業という考え方を取り入れ、都市化地域農業では分析しきれなかった我が家の農業について検証していきたい。

第六次産業とは、今村奈良臣によって造られた造語であり、第一次産業に、第二次産業と第三次産業が融合されることにより、今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることができ、農業活性化に繋がるという考え方である。この第六次産業で主に重視されていたものは、農産物に新たな付加価値をつけるということであった。その為にも必要不可欠な過程として、市場動向や地域資源等の分析、ブランド化農産物の商品選定、販売先選定、消費者のニーズによる新品種等の導入、生産管理、販売先の開拓や拡大、販売管理などがあげられていた。このように農産物を生産するだけでなく、加工・販売していくことが第六次産業では重要な鍵となってくるのであった。

この第六次産業と比較すると、我が家でもこういった過程を踏んで、農産物を販売しており、第六次産業に一致する部分も兼ね備えている事に気がついた。それは、冬の収入の大半を占めるすぐき菜の生産で見られる傾向であった。すぐきは京野菜の一種であり、上賀茂地区の伝統的な農産物である。このすぐきを我が家では、50年前から生産しているが、市場動向や消費者のニーズから我が家の主流農産物として加えられる結果となった。また、すぐき菜は生産されるだけでなく、塩漬けされたことにより、「すぐき」という京都の伝統的な漬物として加工されたのであった。そして、我が家で加工された「すぐき漬け」は、すべて手作業で包装され、京野菜の中の溝川ブランドとして、流通・販売されていたのである。これは、すぐき自体に京野菜のブランドがあり、生産し、加工・流通・販売させる過程を定着させたことにより、溝川産であるということのを売りに、販売力を伸ばしていくことが出来たといえる。第六次産業の概念での農業を促進させていくことは、農業所得に大きな影響を与える事ができるといえる。その証拠として、夏物の農産物と冬物の農産物の収入に大きく反映されている。多種多様な農産物を生産・販売している夏に比べ、冬はすぐき菜のみの生産とされているが、収入は冬の方が高い結果となっているのである。

5 考察

我が家の農業は都市化農業であるが、第六次産業も複合された農業である。これが、本

論文の研究を進めてきた結果である。都市化農業という狭小な経営耕地面積を利用し、高付加価値農業を営み、加工・流通・販売まで行っている。消費者のニーズを汲み取ったからこそその新たな農業の確立のようにも感じ取れた。前章では、都市化地域農業や第六次産業との比較しかしておらず、この2つを良いバランスで複合させたことにより、専業農家として成り立つことが出来ていると考えていた。

しかし、インタビュー調査での回答を見返すと、専業農家として出来た要因は他にもあるように感じ取れた。それは、生産者が消費者のことをどれだけ考えて農産物を生産しているかである。収益をあげるために、生産物を変化していく場面もあったようだが、京野菜という伝統あるものを扱っている以上、消費者が望む以上のものを作り出さなければならない。これは、全て消費者を思いやっの安全性や農産物の味に顕著に現れているのではないかと感じた。消費者の声に耳を傾けるからこそ、時代に応じた変化を遂げていくことが出来る。美味しいと言ってくれる人々の為に、よりおいしいものを追求していくことが出来る。このような精神が、有機肥料の使用や、生産物の安全性へと繋がっているように感じ取れた。そして、何よりも我が家の農産物の味を好み、絶えず購入してくれる人々との絆が、我が家の農業を活性化させる源のように感じた。

インタビューで、父が言った「お客さんとはほんまに長い付き合いがある」という言葉を聞いて、消費者の世代が変わってもお付き合いがある、伝統野菜を扱っているからこそその繋がりを感じ取れた。だからこそ、我が家では消費者とのつながりを大切にした「ふりうり」を販売方法として、未だに取り入れているのかもしれない。時代の流れに流されず、直接販売を重視し、消費者との関わりを大切にしているからこそ、昔からの関係が壊れることなく存続し、そして消費者の声を一番近いところで聞き入れ、反映させていく。伝統ある野菜を扱っているからこそ変えられないものがある。変えられないものの中でも、変わっていくべきものもある。この2つのバランスが今の我が家を支えている大きな要因であると思う。

都市化地域農業や第六次産業の概念で、我が家の専業農家として成り立つ理由について説明する事は可能であるが、これらの概念よりも消費者と生産者との歴史あり強固たる関係が、我が家を専業農家として成り立たせてくれているように感じた。

おわりに

京都市という農業が衰退している都市で、専業農家として成り立ってきた我が家の農業。これは、伝統野菜を扱っているからこそその歴史や消費者に守られた結果であるといえる。都市化地域農業だけでなく第六次産業をも複合させた農業は、今後もそのスタイルを維持させ、存続させていかなければならないと感じた。気象状況も悪条件が続き、思うようにいかない中で、今まで通りの農業ではいけないのかもしれないが、伝統は守っていきたいと思う。インタビューの中で、国内での市場だけでは生計が立てられない。京野菜という高付加価値の農産物は、今後売れなくなってくる。だから、東南アジア等にも少しずつ手を伸ばしていかないといけない。という今後の農業の先行きについても述べていた。この言葉にいいよ我が家の農業も海外へと進出していくのだなと感じた。

本論文では、我が家の農業が何故、専業農家として、生計を立てることが出来るのかに

についての研究を中心に進めてきた。インタビューの中で度々聞いた、今後の農業の在り方については、全く触れることのない内容となってしまった。現代社会の変化に伴い、農業が今後どのような発展をしていくべきであるのかについては、まだ課題を残したままといえる。また、本論文では我が家の専業農家についてしか調査していなかった。その為に、京都市北区上賀茂地区の専業農家が全て、我が家と同じようなスタイルで生計を立てている。と、断定することは出来ない。京都市北区上賀茂地区の農業については、調査しきれない部分があったので、この点においても大きな課題を残す結果となってしまった。京都市北区上賀茂地区の農業の変化について見ていくためにも、京都市だけでなく北区での農業の変化についても目を向けるべきであると、感じている。今後は、京都市北区上賀茂地区全体に視野を広げ、この地区では農業にどのような傾向があるのかを検証していきたい。その為に、今まで貫いてきた直接販売や京野菜の販売という伝統は、簡単に変えてはならないと感じた。変えてはならないものを変えないためにも、次世代の者が、今のやり方に理解を深めるべきであると思う。そして、我が家の農業は、これからも生産者と消費者のつながりを大切に、都市化地域農業の中での第六次産業として農業を営んでいくべきなのである。

参考文献

- 岡田知弘・豊福裕二著，2002，「京都府農業の構造変動と担い手の展望——2000年農業センサス等の分析——」『農政研究資料』01（101）京都府農業会議，
- 武内哲夫・大田原高昭著，1986，『食料・農業問題全集 7 明日の農協——理念と事業をつなぐもの——』農山漁村文化協会，
- 田代洋一著，2004，『日本農業の主体形成』筑波書房，
- 田畑保・宇野忠義著，1990，『地域農業の構造と再編方向』日本経済評論社，
- 蔦谷栄一著，2009，『都市農業を守る 国土デザインと日本農業』家の光協会，
- 中野一新著，1987，「不況下の京都農業と不眠の食料——‘85農業センサス・国勢調査、‘86事業所統計結果を中心に——」『農政研究資料』85（45）京都府農業会議，
- 中野一新著，1990，「都市化地域における農業の実態と課題——京都市西京区大原の地区を事例として——」『農政研究資料』89（60）京都府農業会議，
- 新山陽子著，1998，「21世紀型地域農場づくりの前進をめざして——“地域農場づくり”の方向と課題——」『農政研究資料』97（101）京都府農業会議，
- 農林水産省経済局統計情報部編，1980，『1980年世界農林業センサス 京都府統計書』財団法人 農林統計協会，
- 農林水産省経済局統計情報部編，1990，『1990年世界農林業センサス 第一巻 京都府統計書——農業編——』財団法人 農林統計協会，
- 農林水産省大臣官房統計情報部編，2000，『2000年世界農林業センサス 第一巻 京都府統計書——農業編——』財団法人 農林統計協会，
- 御園喜博編，1985，『講座 日本の社会と農業 5 都市化のなかの農業再建——近畿・東海編——』日本経済評論社，

参考 URL

- 今村奈良臣，1996，「月刊地域づくり——新しい農業への模索——」1996. 11 特集全文
第六次産業の創造を，
(<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/9611/html/t0.htm>，2010 年
12 月 5 日取得)
- 農林水産省，2009，「京都市農林行政基本方針（中間案）について」農業の六次産業化，
(<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/14/pdf/data2.pdf>，2010 年
11 月 25 日取得)